

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定の取り消しに係る処分基準

次のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことがある。

- 1 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による認定区域計画の変更（法第8条第2項第2号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき
- 2 法第11条第1項の規定により認定区域計画（法第8条第2項第2号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき
- 3 特定認定を受けた者が行う当該特定認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）が次の（1）から（3）のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
 - （1）施設を使用させる期間が7日間以上であること
 - （2）施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること
 - ア 一居室の床面積は、25平方メートル以上であること
 - イ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること
 - ウ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること
 - エ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有していること
 - オ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること
 - カ 調理用の台がある台所及び洗面設備は別に設け、水道水その他飲用に適する水を供給することができる流水設備を設けること
 - キ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること
 - ク 調理器具は、電子レンジ、コンロなど加温できるものであること
 - ケ 清掃器具は、掃除機、雑巾、ごみ箱を有していること
 - （3）施設の使用の開始時に次に掲げる要件を満たす清潔な居室を提供していること
 - ア 寝具は清潔なシーツに取り換えられていること
 - イ ごみがないこと
 - ウ ねずみ族、昆虫等の発生がないこと
 - エ 居室内（寝室、台所、浴室、便所及び洗面設備等）の清掃がなされていること
- 4 次の（1）から（13）のいずれかが履行されていないこと又は（14）若しくは（15）に該当することとなったことにより、事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至ったと認められる場合

- (1) 認定事業者が対応できる言語を事業者のホームページに掲載していること
- (2) 認定事業者のホームページ等に、6泊未満での滞在が可能と誤認するような内容を掲載しないこと
- (3) 滞在に必要な役務の提供について、口頭、文書の交付、映像（例えばテレビ電話等による方法）等その他滞在者本人に直接説明すること
- (4) 居室内に施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)を備え付けること
- (5) 浴室において水道水その他飲用に適する水以外の水を使用する場合にあっては、飲用不可の表示をし、かつ、大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱第5条第6号に掲げる水質基準に適合するための措置を講じること
- (6) 滞在者の病気、事故、事件、火災等の緊急事態に備え、滞在者が認定事業者と常に連絡できること
- (7) 施設の滞在者に対し、使用開始時に、条例第4条第2項各号に掲げる施設使用の際の注意事項を、要綱第5条第4号に掲げる方法で説明するとともに、要綱第5条第5号の居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)に当該注意事項を記載すること
- (8) テロ、違法薬物の使用及び売春等の施設における違法行為並びに感染症の蔓延を防止することで、施設の滞在者の平穏な滞在環境を確保するために、次に掲げる措置を講じること
 - ア 滞在者が施設の使用を開始する時及び終了する時にあたっては、対面又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法により、滞在者名簿に記載されている者と実際に使用する者が同一人であることを確認し、記録していること
 - イ 契約期間の中間時点で少なくとも1回は、滞在者本人が適切に施設を使用しているかどうかについて状況を確認し、記録するとともに、挙動に不審な点がみられる場合や違法薬物の使用や売春などの法令に違反する行為が疑われる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報するための体制を整えていること
- (9) 施設が存する建物の出入口の付近に滞在者が容易に施設を把握することができる表示をすること
- (10) 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という）第12条第6号で定める滞在者名簿を施設その他の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）第10条の2第2項各号で定める場所に備え付け、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の省令で定める事項が記載されていること
- (11) 令第12条第6号で定める滞在者名簿をその作成の日から3年間保存すること
- (12) 省令第12条第9号で定める確認方法は、滞在者に旅券の呈示を求め、複写し、保管する方法とすること

- (13) 施設の周辺地域の住民からの苦情等に適切に対応する窓口を設置し、その連絡先（責任者の氏名、電話番号等）及び滞在者が容易に施設を把握することができる表示を施設の出入口に付けること
 - (14) 認定事業者が認定事業の用に供している居室の賃借人又は転借人の場合にあつては、当該居室の所有者若しくは当該居室に係る賃貸人のいずれかの者から当該居室を認定事業の用に供することについて承諾を得られなくなった場合又は当該居室に係る賃貸借契約（複数ある場合は、そのいずれかの契約）が解除された場合
 - (15) 消防法その他の消防に係る関係法令に適合しなくなった場合
- 5 認定事業者が、施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応せず、施設の周辺地域の住民とのトラブルから外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至った場合
- 6 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき
- 7 認定事業者が法第13条第5項又は第7項の規定に違反したとき
- 8 認定事業者が法第13条第8項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき